

## 横浜支部活動方針

(第3期：平成23年4月1日～平成24年3月31日分)

### 1. 基本方針

第1期及び第2期の活動実績を踏襲しつつ、継続的な改善を行い、安定的な支部活動の維持・拡大に努めることにより、支部員、聴講生、その他の通教生、学習会講師、事務室を含む通信教育部、その他あらゆるステークホルダの負託に応え、以て当支部の永続性の確立を図ることを目標とします。

これまでに培われた自由闊達な文化の下、学生会支部として自主・自立の精神を実践し、中央大学の学風である質実剛健・家族的情味を尊重する、最も新しい「行動する支部」を目指します。

### 2. 学習会について

第1期は17回の学習会を開講しました。第2期は24回の学習会を開講できる見込みです。この実績を踏まえ、第3期は26回（累計約78時間）を最低限の開講回数としてコミットします。併せて、運営体制の増強を前提として追加開講を検討し、最大30回（累計約90時間）の開講を目指して参ります。

開講科目は、基本六法（憲法・刑法・民法・商法・民訴法・刑訴法）を網羅すると共に、それ以外の法律科目（労働法・行政法・知的財産法など）も開講することを計画しております。先生方のご都合や開講可能回数を勘案した上での調整となるため、現時点で科目別回数をコミットすることはできませんが、4単位科目は最大で各2回（90分4コマ）開講し、網羅性を向上させることを目標とします。

学習会の内容は、支部員・聴講生各位に不毛な「作業」を強いることとなる無益な「目印教習」ではなく、従来同様、有益な「学業」のための「道標」の提供を目標とします。また、初学者の存在に配慮しつつも、科目によっては法学検定2級レベルを意識した学習環境の提供に努めます。

開講時間については、従来の9:30から12:40までの「午前の部」に加え、新たに14:30から17:40までの「午後の部」を設定します。これは、各方面からのご要望に応えると共に、関係者の負荷を抑制しつつ開講回数を増やすことを目的とした施策です。この「午前の部」と「午後の部」はそれぞれ独立した学習会としますが、科目によっては相乗効果も期待できます。また、ランチミーティングの活性化という目的もあり、昼休みを長めに設定しています。土休日開講である点は従来通りです。

開講場所は、横浜駅西口の「かながわ県民センター」をプライマリ、石川町駅北口の「かながわ労働プラザ」をセカンダリとして使用します。これは従来と同様です。

### 3. 学習会以外の企画について

懇親会としては、第2期の実績を踏まえて、お花見、新入会員歓迎会兼設立2周年記念懇談会、暑気払い、忘年会、新年会を開催する予定です。また、工場見学に準じるイベントの開催も検討します。

懇親会以外では、相談会として再び横浜支部主催学習ガイダンスを企画・開催します。第3期は単に学習の進め方や単位の取り方、レポートの書き方の概要の説明に止まらず、実戦的な情報のインプット方法（参考文献の収集から法情報調査まで）やアウトプット方法（コンスタントに合格するレポートの書き方など）についても扱う予定です。お互いに切磋琢磨しながら、お互いを伸ばしあって、皆で卒業を目指す、という学生会の本旨に則り、当期も活発な質疑応答があることを期待しております。

この他、地域在住の通教生同士の「対面」という強みを活かし、横浜支部主催学習ガイダンス以外の相談会や、特定の論点に関するゼミ形式の討論会の開催を引き続き検討します。

加えて、合宿ゼミを開催します。第2期は「検討」フェーズであり、実際に役員が他の学生会支部の合宿ゼミに参加するなどして情報収集を行いました。第3期は「実行」フェーズとなります。場所は神奈川県内です。時期は未定ですが、他の学生会支部の合宿ゼミとの競合を避ける観点から、5～6月の開催を検討しています。科目も未定ですが、情報法という観点における憲法、債権回収法という観点における民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・破産法、などが、現時点における候補です。

#### 4. 予算について

第3期は、前期繰越金から10万円を取り崩す積極的な予算としました。これは、支部員各位へ繰越金の還元を図る趣旨に基づくものです。学習会について、22回のコミットメントに対し24回分の予算を計上した第2期の先例に従い、26回のコミットメントに対し28回分の予算を計上しています。追加開講分を含め、不足分が生じた場合には予備費から支出する計画であることも第2期と同様です。

支部員年会費は、年額3,000円となります。当支部と同程度の活動規模の支部に比べ格段に低い設定となりますが、さらに、聴講生が「支部員成り」する際に支払い済みの聴講費を年会費に充当する制度も継続します。なお、第3期末時点の支部員総数は60名を想定しております。

学習会講師謝礼金は、第1期に制定した内規である学習会講師謝礼金支給規則に基づき支出しているところですが、こちらを改正し、第3期より時間単価を一律に1,000円引き上げます。

なお、当支部では、懇親会や個別の打合せに対する予算支出は一切認めておりません。一部の支部に見られる役員に対する支部員年会費免除などの制度も存在しません。この点は、設立以来不変です。

#### 5. 支部運営について

第2期の実績を踏まえ、引き続き運営プロセスの標準化・情報共有化と、それを前提とする役員間の運営プロセスの分担、標準化、及び暗黙知の形式知化を通じた「見える化」を推進します。

近隣の学生会支部に対しては、これまでと同様、善隣友好路線で臨むものとしますが、当支部の支部員・聴講生が近隣支部においてハラスメントの被害に遭った場合などは、「行動する支部」として毅然たる措置を講じるものとします。また、所謂「支部提携」については、配慮の名の下に年会費自主権が失われる可能性が高いこと、組織体のガバナンスという観点において継続性に疑義を付けざるを得ない支部が存在すること、候補先の支部にはレポート課題の「解答」を学習会で配布するような見識の低い講師も存在するため安心してすべての学習会を推奨できる状況にないこと、何より科目の網羅性や先生方の熱意という点で当支部の優越は明らかであり提携する利点がないこと、などを踏まえ、現時点ではいずれの支部とも提携を結ばないことこそが支部員各位の利益を最大化するものと考えております。

事務室を含む通信教育部とは、引き続き良好な信頼関係を維持するものとします。その上で、「通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参与し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献する」という支部規約3条（目的）後段の記述に鑑み、支部員の友人・知人などの一般の方に中央大学法学部通信教育課程で学ぶことへの「気づき」の機会を提供する制度の導入を検討します。これは間接的な新規支部員の確保策であると共に、社会的にも一定の意義を有する施策と言えるでしょう。

以上